

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

厚生文教委員会議事日程表

日 時 : 令和6年2月22日(木) 午前10時

場 所 : 市議会委員会室

議事	種 別	番号	件 名	摘 要
1	報 告	4	専決処分の承認を求めることについて(令和5年度和泉市一般会計補正予算(第7号))【厚生文教所管分】	P.167
2	議 案	28	財産取得について(小学校教師用指導書(市立国府小学校ほか10校分))	P.131
3	議 案	29	財産取得について(小学校教師用指導書(市立いぶき野小学校ほか9校分))	P.133
4	議 案	30	財産取得について(市立信太中学校給食室厨房機器)	P.135
5	議 案	31	公の施設の指定管理者の指定について(和泉市内体育施設)	P.137
6	議 案	32	和泉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P.140
7	議 案	33	和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	P.143
8	議 案	34	和泉市いずみの国歴史館条例の一部を改正する条例制定について	P.147
9	議 案	36	令和5年度和泉市一般会計補正予算(第8号)【厚生文教所管分】	P.176
10	議 案	37	令和5年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	P.190
11	議 案	38	令和5年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	P.193

分割付託案件内訳

※ 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度和泉市一般会計補正予算(第7号))

○歳出のうち

3款 民生費

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○繰越明許費補正

低所得者支援給付金事業

※ 議案第36号 令和5年度和泉市一般会計補正予算（第8号）

○歳出のうち

3 款 民生費

4 款 衛生費（予防衛生費）

9 款 教育費

○継続費補正

（仮称）槇尾学園整備事業

○債務負担行為補正

市内体育施設指定管理料

○地方債補正

義務教育施設整備事業

体育施設整備事業

○繰越明許費補正

南池田小学校消防設備等改修事業

黒鳥小学校防火設備改修事業

いぶき野小学校大規模改修事業

郷荘中学校消防設備等改修事業

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

出席委員（8名）

委員長	山本秀明	副委員長	吉川茂樹
委員	早乙女実	委員	森久往
委員（議長）	石原日出子	委員	井阪雄大
委員	小野林治三夫	委員	友田博文

欠席委員（なし）

オブザーバー（1名）

副議長 松本利裕

説明のため出席した者の職氏名

市	長	辻	宏	康						
副	市	長	森	吉	豊					
副	市	長	吉	田	康	人				
教	育	長	小	川	秀	幸				
参		与	小	泉	充	寛				
総	務	部	財	政	課	長	門	林	邦	尚
福	祉	部	長	西	川	加	恵			
市	民	生	活	部	長	立	花	達	也	
子	育	て	健	康	部	長	藤	原	一	也
教育次長兼教育・こども部長							土	本	修	一
教育・こども部教育指導監							上	田	茂	幸
生涯学習部長							辻	公	伸	

備考 各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	井阪弘樹	次長兼総務課長	藤原準
総務課主事	夕部夏実	総務課主事	香山幸輝

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○山本秀明委員長 おはようございます。

委員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員出席しておりますので、これより厚生文教委員会を開会いたします。



◎市長挨拶

○山本秀明委員長 ここで、市長の挨拶を願います。

市長。

○辻 宏康市長 皆様、おはようございます。

厚生文教委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

山本委員長、吉川副委員長をはじめ委員皆様方には御出席をいただき、また松本副議長には御臨席をいただいておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

本日は、福祉部、市民生活部、子育て健康部及び教育委員会に関連いたします所管事項のうち、本委員会に付託されました諸議案を御審査いただきます。

案件の内容等につきましては、各担当より説明申し上げますので、何とぞよろしく御審査の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○山本秀明委員長 市長の挨拶が終わりました。



◎委員会審査

○山本秀明委員長 それでは、議事に入ります。

本日の案件は、お手元に御配付の議事日程表のとおり、過日の本会議で本委員会に付託さ

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

れました議案の審査をお願いいたします。

なお、理事者の方に申し上げます。発言の際には、必ず委員長の許可を得た後に、職、氏名を述べ、答弁願います。



◎報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度和泉市一般会計補正予算（第7号））〈厚生文教所管分〉

○山本秀明委員長 議事第1、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度和泉市一般会計補正予算（第7号））の本委員会所管部分を議題といたします。

なお、本件に対する報告の説明は、本会議の提案理由の際に既に終わっておりますが、補足資料について理事者から説明の申出がありましたので、これを許可いたします。

はい、どうぞ。

○堀 美弥子市民生活部くらしサポート課長 くらしサポート課長の堀です。

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度和泉市一般会計補正予算（第7号））について、補足資料、低所得者支援給付金事業に基づき説明いたします。

1、目的は、物価高に最も苦しんでいる低所得者に支援を届けるため、物価高騰重点支援地方創生臨時交付金を活用して低所得者支援を実施するものです。

2、対象世帯、給付額、見込数は、基準日、令和5年12月1日に住民登録のある世帯を前提とし、2種類の給付を行います。

（1）均等割のみ課税世帯への給付については、対象は令和5年度住民税均等割のみ課税者で構成されている世帯、または令和5年度住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者で構成されている世帯です。給付額は1世帯当たり10万円です。対象世帯数は約3,000世帯と見込んでいます。

（2）子ども加算給付については、対象は令和5年度住民税非課税世帯及び令和5年度均等割のみ課税世帯への給付金の対象世帯で、18歳以下の子どもを扶養している世帯です。給付額は子ども1人当たり5万円です。対象の子どもは約4,600人と見込んでいます。

なお、令和5年12月2日以降に生まれた新生児も対象となります。

3、周知は、ホームページに2月上旬から掲載しており、広報いずみは3月号に掲載します。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

4、支給方法、スケジュールなどは、給付金の種類ごとに支給方法別で表にしています。支給方法はプッシュ給付と申請給付があります。プッシュ給付は市で把握している口座に申請不要で振り込む方法です。対象世帯には支給案内を送付します。最も早く支給するのが非課税世帯子ども加算給付のプッシュ給付です。2月28日に支給案内を送付し、3月19日に振り込みます。均等割のみ課税給付と子ども加算給付は合算して給付しますが、この分のプッシュ給付は3月中旬に支給案内を送付し、4月上旬に振り込みます。申請給付は確認書を送付します。非課税世帯子ども加算給付、均等割のみ課税給付と子ども加算給付、いずれも申請給付は確認書を3月中旬に送付し、5月末を申請期限とします。

説明は以上です。

○山本秀明委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

報告第4号の本委員会所管部分を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、報告第4号の本委員会所管部分は承認されました。



◎議案第28号 財産取得について（小学校教師用指導書（市立国府小学校ほか10校分））

○山本秀明委員長 議事第2、議案第28号 財産取得について（小学校教師用指導書（市立国府小学校ほか10校分））を議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○土本修一教育次長兼教育・こども部長 教育・こども部長の土本です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第28号 財産取得について（小学校教師用指導書（市立国府小学校ほか10校分））につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書131ページからでございます。

まず、提案の理由でございますが、小学校教師用指導書を取得するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

次に、その内容でございますが、取得をしようとする財産は小学校教師用指導書（和泉市立国府小学校ほか10校分）で、契約の方法は随意契約、取得予定価格は2,593万300円でございます。取得の相手方は、和泉市伯太町五丁目7番11号、濱田書店、代表者、濱田雅嘉と契約しようとするものでございます。

次に、132ページをお願いします。

参考資料といたしまして、納入場所は国府小学校、和気小学校、伯太小学校、池上小学校、黒鳥小学校、芦辺小学校、北池田小学校、幸小学校、信太小学校、鶴山台北小学校、鶴山台南小学校の計11校で、納入期限は令和6年3月31日、取得内容は小学校教師用指導書12教科分1,575冊です。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第28号 財産取得についての説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○山本秀明委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

早乙女委員。

○早乙女 実委員 すみません、早乙女です。

1点確認の意味で質問させていただきます。

議案第28号と、それから次の第29号、全く同じ内容で、違うのは学校数、第28号は11校、第29号は10校分ですか。それが違うだけで、あと相手方が違うということなんですが、どちらも随意契約になっています。2者に、いわゆる書店としては2店舗に対してそれぞれ半分

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ずつ受注させるという、こんなやり方になっているんですが、2者あるんだったら、いわゆる競争入札にかけて1者に絞って競争させて単価下げたらどうやねんというのが素朴な疑問として出ますので、そうしたやり方をせずに随意契約で均等割みたいな形でそれぞれ指定した業者にそれぞれ半分ずつ、地理的にもちょうど北池田ぐらいで分かれるような学校数で分けているという、このやり方になっているんですが、それぞれどういう理由があるのかお聞かせください。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○大内浩平教育・こども部学校園管理室教育施設担当課長 教育施設担当課長の大内です。

随意契約の理由でございますが、教師用指導書を含む教科書の流通経路は、都道府県におおむね1か所あります教科書一般書籍供給会社に教科書取扱書店として指定された書店から購入する仕組みとなっております。教科書一般書籍供給会社と教科書取扱書店の供給契約において、指定された学校に定価で販売することが規定されていることから、それぞれの取扱書店と随意契約を締結するものです。

以上です。

○山本秀明委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 追加の資料もありますんで見せていただきますと、文科省からの教科書供給の仕組みというのが載ってまして、その中に今言われたような説明の仕組みが書かれてて、発行者から供給会社へ行き、それから取扱店、それぞれ都道府県に供給会社は53か所ですか、取扱店は2,653、和泉市にはたまたま2つあるということで、ある意味、国からの指定みたいな、こんなやり方になってるんですけども、ある種独占化やなど、独占法に引っかからんのかいなという気がしますけれども、国がそういう教科書の提供システムを構築しているということで、ある種仕方ないのかなという気はしています。

結果としては、ちょうど和泉市は2書店あるから均等割の形で分けてやられてるということで、3つあったらどうなるのかなというのはちょっと思いますけども、そういうことで一応半分納得はできないんですが、国の制度ということで、ある程度仕方ないのかなと思いましたが、了解いたします。

以上です。ありがとうございます。

○山本秀明委員長 他に質疑の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別のないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第28号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。



◎議案第29号 財産取得について（小学校教師用指導書（市立いぶき野小学校ほか9校分））

○山本秀明委員長 議事第3、議案第29号 財産取得について（小学校教師用指導書（市立いぶき野小学校ほか9校分））を議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○土本修一教育次長兼教育・こども部長 教育・こども部長の土本です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第29号 財産取得について（小学校教師用指導書（市立いぶき野小学校ほか9校分））につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書133ページからでございます。

まず、提案の理由でございますが、小学校教師用指導書を取得するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

次に、その内容でございますが、取得をしようとする財産は小学校教師用指導書（市立いぶき野小学校ほか9校分）で、契約の方法は随意契約、取得予定価格は2,436万7,860円でございます。取得の相手方は、和泉市下宮町3番地の1、株式会社葛城書店、代表取締役、葛城隆行と契約をしようとするものでございます。

次に、134ページをお願いいたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

参考資料といたしまして、納入場所はいぶき野小学校、南池田小学校、光明台南小学校、光明台北小学校、緑ヶ丘小学校、青葉はつが野小学校、北松尾小学校、横山小学校、南横山小学校、南松尾はつが野学園の計10校で、納入期限は令和6年3月31日、取得内容は小学校教師用指導書12教科分1,537冊です。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第29号 財産取得についての説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○山本秀明委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第29号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。



◎議案第30号 財産取得について（市立信太中学校給食室厨房機器）

○山本秀明委員長 議事第4、議案第30号 財産取得について（市立信太中学校給食室厨房機器）を議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○土本修一教育次長兼教育・こども部長 教育・こども部長の土本です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第30号 財産取得について（市立信太中学校給食室厨房機器）につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書135ページからでございます。

まず、提案の理由でございますが、和泉市立信太中学校給食室厨房機器一式を取得するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

次に、その内容でございますが、取得をしようとする財産は和泉市立信太中学校給食室厨房機器一式で、契約の方法は指名競争入札、取得予定価格は5,170万円でございます。取得の相手方は、大阪市東淀川区豊里七丁目6番13号、株式会社アイホー大阪支店、支店長、松石康之と契約しようとするものでございます。

次に、136ページの参考資料をお願いいたします。

納入場所は和泉市立信太中学校で、納入期限は令和6年9月27日、取得内容はパススルーテーブル冷蔵庫1台、ガス回転釜5台、スチームコンベクションオーブン1台、食器洗浄機1台。電気式食器消毒保管機3台、電気式食缶消毒保管機1台、牛乳保冷庫2台ほかでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第30号 財産取得につきましての説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○山本秀明委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第30号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。



◎議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（和泉市内体育施設）

○山本秀明委員長 議事第5、議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（和泉市内体育施設）を議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○辻 公伸生涯学習部長 生涯学習部長の辻です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について、提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の137ページからでございます。

まず、提案の理由でございますが、公の施設の管理につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を指定することにつきまして御審査をお願いするものでございます。

次に、内容につきまして御説明申し上げます。

138ページでございます。

公の施設の位置及び名称は、府中町四丁目20番3号、和泉市立市民体育館、光明台一丁目44番8号、和泉市立コミュニティ体育館、室堂町1066番地、和泉市立光明池球技場、光明台三丁目36番1号、和泉市立光明池緑地運動場、下宮町160番地、和泉市総合スポーツセンター、和気町四丁目5番1号、槇尾川公園テニスコート、以上の合計6施設でございます。

指定する団体の所在地は、大阪府中央区本町二丁目1番6号、名称はK U L和泉市内体育施設管理チーム、代表者は、株式会社関西都市居住サービス、代表取締役、中瀬弘実、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。

なお、議案書139ページに指定する団体の概要を記載しております。

また、議案第31号、厚生文教委員会付託議案補足資料には、事業計画の概要を記載しておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いをいたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第31号の説明とさせていただきます。よろしく御審査の上、原案どおり御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○山本秀明委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

早乙女委員。

○早乙女 実委員 すみません、早乙女です。

1点だけ確認させていただきます。

指定管理者の指定ということで議案が出ているんですが、指定される団体がここに書いてあるように株式会社関西都市居住サービスと、いわゆる合同企業体になってるんですけども、これまではミズノと管理公社の共同事業体が指定管理だったと思うんですが、いわゆる今回は替わるということだろうと思います。替わられた場合、そこの職員、体育館ですので指導員とかいろいろいらっしゃると思うんですが、働いていらっしゃる職員も替わるのかどうか、これらの形はどういうふうになっていくのかということで、まずお聞かせください。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○山本国央生涯学習部生涯学習推進室スポーツ振興担当課長 スポーツ振興担当課長の山本です。

次期指定管理者から、現在働いている職員の方に対しては、意向をお伺いし、条件等が合えば引き続き働いていただくようお願いしております。

以上です。

○山本秀明委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 ありがとうございます。

意向を聞いて、残りたい方は一応採用していくという方向が指定管理者から言われているということなんで、全面的に全員が入れ替わるということはまずないだろうと思いますので、その点は少し安心をしています。

というのは、いわゆる指定管理者がこういう形で全面的に代わる、保育園の場合の民営化の場合は、いわゆる移行期間で1か月間慣らし保育みたいな、そういう職員が全く入れ替わるということで、利用者である子どもに影響が出るということで、そういう移行期間を設けるんですが、こういう体育施設の場合は即替わってしまうということで、利用者のほうが戸

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

惑ったり、あるいは不便が生じたら困ると思うので、ちょっと確認をさせていただきました。指定管理者も意向を聞いて条件が合えば採用するというをおっしゃっていますので、いわゆる利用者の不便が生じないような形で移行されるようお願いして終わります。ありがとうございます。

○山本秀明委員長 他に質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別のないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第31号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。



◎議案第32号 和泉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○山本秀明委員長 議事第6、議案第32号 和泉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○藤原一也子育て健康部長 子育て健康部長の藤原です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第32号 和泉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書140ページでございます。

まず、提案の理由ですが、和泉市立総合医療センター経営強化プラン策定に伴い、和泉市

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

立総合医療センター経営評価委員会の担任する事務を改正するほか、地方自治法の改正に伴い規定の整備を行おうとするものでございます。

次に、その内容でございますが、141ページを御覧ください。

第3条の2第1項の表中「和泉市立病院新改革プラン」を「和泉市立総合医療センター経営強化プラン」に改め、第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改めるものでございます。

最後に附則でございます。

142ページを御覧ください。

この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第32号 和泉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○山本秀明委員長 続いて、どうぞ。

○米田尚礼子育て健康部健康づくり推進室病院経営管理担当課長 病院経営管理担当課長の米田です。

議案第32号の補足資料、和泉市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についての概要並びに和泉市立総合医療センター経営強化プラン案について御説明させていただきます。

まず、1ページの和泉市立総合医療センター経営評価委員会の担任する事務の改正理由ですが、資料に記載のとおり、令和4年3月に、総務省から持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインが示され、本市でも平成28年度からの計画、和泉市立病院新改革プランに代わる令和6年度以降の計画として、和泉市立総合医療センター経営強化プランを策定予定であるため改めるものです。

次に、2ページの和泉市立総合医療センター経営強化プラン案の概要につきまして御説明いたします。

まず1、策定期間は令和6年度から令和9年度までとなっております。

次に2、主な視点内容ですが、（1）役割機能の最適化と連携の強化といたしまして、救急患者の安全性向上や切れ目のない病院間連携を行い、地域における医療機能の共有化などの強化を図ります。

次に、（2）医師、看護師等の確保と働き方改革といたしまして、職員の確保については、

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

多角的な採用活動を行い、職員の確保に努めます。働き方改革につきましては、適切な労務管理に取り組み、時間外労働年間960時間未満のA水準をめざします。

(3) 経営形態の見直しといたしまして、医療水準の向上とともに、継続的に外部有識者による経営評価委員会での運営状況の点検評価をいただき、持続可能な経営基盤の確保を行ってまいります。

(4) 新興感染症の感染拡大等に備えた平時からの取組といたしまして、感染拡大時に活用しやすい病床や転用しやすいスペースなどを確保するため、増築棟を整備し、受入れ体制の強化を図ります。

(5) 施設・設備の最適化といたしまして、患者数の増加に伴う診察室の不足などの課題に対し増築棟を整備いたします。また、マイナンバーカードの健康保険証利用などを活用し、医療の質の向上など、病院経営の効率化をめざします。

(6) 経営の効率化等といたしまして、経常収支比率等の目標値を令和6年度、7年度を109%、令和8年度、9年度を108%としております。

説明は以上となります。

○山本秀明委員長 議案並びに補足資料の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第32号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。



【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

◎議案第33号 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○山本秀明委員長 議事第7、議案第33号 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○土本修一教育次長兼教育・こども部長 教育・こども部長の土本です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第33号 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案の理由並びにその内容を御説明いたします。

議案書143ページからでございます。

まず、提案の理由につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

次に、その内容について144ページからの新旧対照表に基づき御説明申し上げます。

まず、第1条につきましては、条例第23条において、特定教育・保育施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないとなっていましたところ、施設での掲示に加え、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信、いわゆるインターネットを利用して公衆の閲覧に供することも義務づける規定に改めるものでございます。

次に、第2条につきましては、条例第53条中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」の規定を、「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改めるものでございます。

最後に附則でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行するもので、ただし、第2条の規定は公布の日から施行するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第33号 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、原案どおり御可決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○山本秀明委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別のないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第33号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。



◎議案第34号 和泉市いずみの国歴史館条例の一部を改正する条例制定について

○山本秀明委員長 議事第8、議案第34号 和泉市いずみの国歴史館条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○辻 公伸生涯学習部長 生涯学習部長の辻です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第34号 和泉市いずみの国歴史館条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書147ページからでございます。

まず、提案理由でございますが、市史編さん事業で収集した古文書や歴史公文書を広く市民に公開し、市民としての誇りと郷土愛を育むため、和泉市いずみの国歴史館の機能に歴史資料や文化財の利用及び特定歴史公文書の保存、利用等に関する事業を追加するほか、所要

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

の規定の整備を行おうとするものでございます。

次に、その内容でございますが、148ページからの新旧対照表に基づき御説明申し上げます。

第3条第1項におきまして、郷土の歴史資料及び文化財について一般の利用に供すること、同条第2項において、和泉市公文書の管理等に関する条例第11条及び第12条の規定により、特定歴史公文書を永久に保存し、一般の利用に供することを規定するものでございます。

次に、第3条第3項及び第6条並びに第8条に、特定歴史公文書に関する規定を整備するものでございます。

最後に附則でございますが、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第34号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○山本秀明委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第34号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。



◎議案第36号 令和5年度和泉市一般会計補正予算(第8号)〈厚生文教所管分〉

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○山本秀明委員長 議事第9、議案第36号 令和5年度和泉市一般会計補正予算（第8号）の本委員会所管部分を議題といたします。

なお、本件に対する議案の説明は、本会議の提案理由の際、既に終わっておりますが、理事者から説明の申出がありましたので、これを許可いたします。

順次お願いいたします。

はい、どうぞ。

○黒川僚介福祉部障がい福祉課長 障がい福祉課長の黒川です。

議案第36号 令和5年度和泉市一般会計補正予算（第8号）のうち、障がい福祉課所管分について御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたします。

議案書185ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目4障がい者福祉費でございます。

事業別区分は、障がい者自立支援地域生活支援事業、区分は12委託料と21補償補填及び賠償金でございます。

これらについては、相談支援事業委託料と基幹相談支援センター委託料につきまして、従来、当該事業については社会福祉法に基づく社会福祉事業に該当するものとし、消費税を非課税と取り扱ってきましたが、令和5年10月4日付、厚生労働省等から、これらの事業は社会福祉事業には該当しない旨の通知があり、税務署に照会した結果、過去5年間遡及して受託者が修正申告を行うこととなったため、市が消費税相当額等を受託者に支払おうとするものです。

まず、12委託料では、令和5年度の委託契約を変更して対応するものとし、相談支援事業委託料は、1事業者当たり契約金額の320万円の10%である32万円を受託者3者に支出しようとするもので、基幹相談支援センター委託料は、受託者1者に契約金額5,146万円の10%である514万6,000円を支出しようとするものでございます。

次に、21補償補填及び賠償金では、総合相談支援事業等補償金として、受託者が過去5年間に対象に消費税等の修正申告をすることとなるため、市が平成30年度から令和4年までの間の消費税相当額2,537万5,000円に延滞税相当額165万1,000円を加算し、合計2,702万6,000円を受託者に対して支出しようとするものです。

続きまして、事業別区分、障がい者自立支援介護等給付事業、19扶助費、障がい者介護等給付費追加1億7,715万8,000円ですが、今回、障がい福祉サービスに係る扶助費において、

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

サービスの利用者及び利用量の増加に伴い、現状の予算額では不足するため補正を行うものです。

令和5年度当初予算では、令和4年度決算額約43億7,641万円から約4億1,465万円増額して計上していましたが、就労継続支援サービスA型、B型のサービス利用量が大幅に伸びており、当初の積算より約1億2,800万円不足する見込みとなっております。その他就労支援移行についても当初から約3,000万円不足の見込みでございます。

続きまして、22償還金利子及び割引料、過年度分障がい者自立支援給付費国庫負担金返還金623万7,000円、過年度分障がい者自立支援給付費府費負担金返還金338万5,000円ですが、前年度の障がい者自立支援介護等給付費の国庫負担金及び府費負担金において、受入れ超過となった623万6,704円を国に、338万4,090円を府に返還する必要がありますので補正を行うものです。

続きまして、歳入について183ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項1国庫負担金、説明欄は、障がい者自立支援給付費追加8,857万9,000円につきましては、歳出に計上した介護等給付費1億7,715万8,000円の2分の1を計上してございます。

次に、款17府支出金、項1府負担金において、障がい者自立支援給付費追加4,428万9,000円については、国庫と同じく歳出に計上した介護等給付費1億7,715万8,000円の4分の1を計上してございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第36号 令和5年度和泉市一般会計補正予算（第8号）の障がい福祉課所管分についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○山本秀明委員長 続いて、はい、どうぞ。

○大内浩平教育・こども部学校園管理室教育施設担当課長 教育施設担当課長の内大です。

それでは、議案第36号 一般会計補正予算における教育施設担当分の補足資料、市立学校の施設整備に係る工事費について御説明申し上げます。

まず、1、補正の金額でございますが、小中学校における各種施設整備に係る事業費としまして、歳出は合計5億9,501万6,000円、歳入が国費2億9,637万7,000円、市債4億2,880万円、また市債の更正減としてマイナス5,250万円となっております。

次に、2、補正の理由でございますが、国において教育環境向上と老朽化対策の一体的な

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

整備や防災・減災、国土強靱化の推進の観点から、学校施設の整備に係る補正予算が令和5年12月に成立したことにより、市において令和6年度に計画していた校舎の大規模改修や消防防火設備改修、（仮称）槇尾学園の給食室整備等の各種施設整備工事費について、前倒しによる令和5年度での補助金確保が可能となったため、このたび補正予算を計上の上、令和6年度に予算全額繰越しを行い事業を実施しようとするものでございます。

またあわせて、昨年の第4回定例会で御可決いただきました補正予算のうち、小学校体育館等の空調整備等の事業費の財源内訳について変更の補正を行うものでございます。

なお、今回の前倒しでの補助金を活用することにより、市債の発行が100%認められ、単年度での一般財源負担が軽減されるほか、後年度における交付税措置も有利な条件となっております。

次に、3、補正の内容でございますが、各工事の事業費及びその財源内訳は記載の表のとおりでございます。

なお、（仮称）槇尾学園整備事業については、令和5年度及び令和6年度の継続費の年割額についても変更を行うものでございます。

次に、資料の2ページでございますが、小学校体育館等空調整備等の工事につきまして、昨年の第4回定例会において御可決いただきました補正予算について、今回の国費内示に伴い、歳出の補正はありませんが、歳入におきまして上の表から下の表へと財源内訳の変更を補正を行うものでございます。

変更内容としましては、国費について1億3,285万2,000円を新たに計上し、市債について5,250万円の減額を行うものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、教育施設担当分の補足資料の説明を終わります。

以上です。

○山本秀明委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別がないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第36号の本委員会所管部分を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第36号の本委員会所管部分は原案のとおり可決されました。



◎議案第37号 令和5年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

○山本秀明委員長 議事第10、議案第37号 令和5年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

なお、本件に対する議案の説明は、本会議の提案理由の際に既に終わっておりますが、補足資料について理事者から説明の申出がありましたので、これを許可いたします。

はい、どうぞ。

○池辺 恵市民生活部保険年金室国民健康保険担当課長 国民健康保険担当課長の池辺です。

議案第37号 令和5年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)につきまして御説明いたします。

補足資料を御覧ください。

1、補正の理由ですが、令和5年度国民健康保険事業特別会計において、国民健康保険料及び保険基盤安定繰入金等の収入額が当初予算の見込みから減少しているため、財政調整基金繰入金を増額し、収支の均衡を保つ必要が生じたものです。

次に、収入不足の主な要因ですが、1点目として、社会保険適用拡大等による被保険者数の減少です。短時間労働者等への社会保険の適用拡大や、雇用情勢の改善、高齢者の就労増加、そして団塊の世代の方々の後期高齢者医療保険への移行による被保険者数減少の影響を見込み切れず、結果として被保険者数見込みが過大となったものです。

2点目として、国民健康保険の被保険者における令和4年中基準総所得額の減少です。

新型コロナウイルス感染症や物価高などの社会情勢、経済状況の影響や社会保険の適用拡大により、相対的に高い所得を有する被保険者が脱退したことで、国民健康保険被保険者における基準総所得額が減少しています。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

予算作成時、決算見込み時の比較の表を御覧ください。

当初予算では、被保険者数を年間平均で3万5,883人と見込んでおりましたが、決算見込みでは3万4,111人となり、1,772人の差。また1人当たり保険料は、当初予算では10万2,940円と見込んでおりましたが、決算見込みでは10万54円で2,886円の差を見込んでおります。

なお、令和5年度の保険料率を決定した際に、大阪府から示された被保険者数推計は3万4,595人であり、より決算見込みに近い数値となっているため、令和6年度以降は大阪府が示す被保険者数見込みにより予算編成を行ってまいります。

次に、資料の2ページを御覧ください。

補正の内容ですが、歳入におきまして、款1国民健康保険料では、合計2億7,047万3,000円の更正減としております。

次に、款7繰入金、項1一般会計繰入金では、合計1億2,952万7,000円の更正減としております。

また、款7繰入金、項2基金繰入金では、財政調整基金繰入金追加として4億円を計上しております。

最後に、4、その他参考としまして、財政調整基金残額ですが、令和4年度末基金残高は11億8,645万2,653円で、令和5年度の当初予算にて5億5,000万円の繰入れを計上しており、前年度繰入金、繰越金等の積立見込額が4,600万7,826円、今回繰入額を4億円追加することにより、令和5年度末の基金残高は2億8,246万479円の見込みとなります。

説明は以上です。

○山本秀明委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

よろしいですか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

これより採決をいたします。

議案第37号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。



◎議案第38号 令和5年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

○山本秀明委員長 議事第11、議案第38号 令和5年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

なお、本件に対する議案の説明は、本会議の提案理由の際に既に終わっておりますが、補足資料について理事者からの説明の申出がありましたので、これを許可いたします。

はい、どうぞ。

○関戸美保市民生活部保険年金室年金・高齢者医療担当課長 年金・高齢者医療担当課長の関戸です。

議案第38号 令和5年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)のうち、広域連合納付金につきまして、その内容を説明させていただきます。

議案第38号補足資料をお願いします。

1、補正の理由でございますが、広域連合納付金は、予算編成時、大阪府後期高齢者医療広域連合から提示される金額を基に予算計上しております。この広域連合納付金は、被保険者から徴収した後期高齢者医療保険料等を大阪府後期高齢者医療広域連合に納付するものです。この納付金を支出するに当たり、当初の想定を上回る保険料収入が見込まれることから、保険料及び納付金の増額補正を計上するものです。

なお、保険料収入が増えた主な原因としましては、大阪府後期高齢者医療広域連合から当初提示された金額よりも令和4年中の実際の被保険者所得が高かったことによるものです。

2、補正の内容でございますが、後期高齢者医療事業特別会計において、歳出として広域連合納付金6,659万円、歳入として普通徴収保険料6,659万円を計上するものです。

以上、簡単ではございますが、議案第38号補足資料の説明とさせていただきます。

○山本秀明委員長 説明が終わりました。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第38号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。



◎閉会宣告

○山本秀明委員長 以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

以上で、厚生文教委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午前10時53分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 山 本 秀 明